

神戸市資料

障害者総合支援法等関係事業者説明会資料

(当日追加分)

平成 30 年 3 月 20 日

神戸市保健福祉局障害福祉部

障害者支援課

目 次

頁

1. 計画相談支援におけるモニタリング実施標準期間の見直しについて・・・1
(神戸市保健福祉局障害福祉部障害者支援課)

2. 地域生活支援事業について 7
(神戸市保健福祉局障害福祉部障害者支援課)

計画相談支援におけるモニタリング実施標準期間の見直しについて

1. 見直しの背景

障害者総合支援法施行規則の改正に伴い、以下のとおり神戸市モニタリング実施標準期間の見直しを行います。

2. モニタリング実施標準期間（神戸市案）について

(1) 1月（毎月）ごと

在宅の障害福祉サービス利用者のうち下記の①～③に該当する者

① 単身生活者

自ら障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難な者で、下記のいずれかに該当する者

- ・認定調査項目「2-10 日常の意思決定」の「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」、又は「3-3 コミュニケーション」の「特定の者であればコミュニケーションできる」「会話以外の方法でコミュニケーションできる」「独自の方法でコミュニケーションできる」「コミュニケーションできない」に該当

- ・身体障害者で、障害支援区分が4以上に該当

② 同居しているが、同居者による支援が困難な者

自ら障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難な者で、下記※1のいずれかに該当し、また、同居者が下記※2の状態等にある者。

※1 本人の状態（下記のいずれかに該当）

- ・認定調査項目「2-10 日常の意思決定」の「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」、又は「3-3 コミュニケーション」の「特定の者であればコミュニケーションできる」「会話以外の方法でコミュニケーションできる」「独自の方法でコミュニケーションできる」「コミュニケーションできない」に該当

- ・身体障害者で、障害支援区分が4以上に該当

※2 同居者の状態

- ・未成年
- ・障害や疾病のため、連絡調整に係る援助が困難
- ・高齢者や要介護者のため、連絡調整に係る援助が困難
- ・放置、無理解等により、連絡調整に係る援助が困難

③ 重度障害者等包括支援の対象者要件に該当する者で、当該サービスの支給決定を受けていない者

(2) 1月(毎月)ごと (支給決定後、3ヶ月間に限る)

上記(1)を除く、下記の者

- ① サービスの支給量が標準支給量を超え、市町村審査会に諮問した者
- ② 家庭環境の変化やライフステージの変化等、生活環境が大きな変化等により、サービスの種類、内容、量等に著しく変動がある者
- ③ 新規支給決定者等で、短期間のうちに、サービスの種類、内容、量等に著しく変動があると見込まれる者。

(3) 1月(毎月)ごと (支給決定後、6ヶ月間に限る)

上記(1)(2)を除く、下記の者

- ・地域移行した者（地域定着支援利用者を除く）
入所、入院から地域生活へ移行後に、一定期間集中的な支援を必要とする者で、次のいずれかに該当する者
- ・障害と関連のある理由により、概ね3ヶ月以上入院していた者が退院した場合
- ・障害者支援施設等、障害を事由とした施設に概ね3ヶ月以上入院していた者が退所した場合
- ・共同生活援助から退所した場合

(4) 3月ごと

上記(1)(2)(3)を除く、下記の者

- ・就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助を利用する者

(5) 6月ごと

上記(1)(2)(3)(4)を除く、下記の者

- ① 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、短期入所、就労移行支援、自立訓練を利用する者
- ② 生活介護、就労継続支援、共同生活援助(日中支援型を除く)を利用する者
- ③ 療養介護、施設入所支援を利用する者
- ④ 地域相談支援(地域移行支援)を利用する者
- ⑤ 地域相談支援(地域定着支援)を利用する者
- ⑥ 65歳以上の者で介護保険におけるケアマネジメントを受けていない者
- ⑦ 重度障害者等包括支援を利用する者

※現に計画作成済みの対象者については、各更新時に計画再作成(又は変更)を行うまでは、従前のモニタリング期間とする。

(厚生労働省の示すモニタリングの例)

【障害保健福祉関係主管課長会資料（平成29年3月14日）より抜粋】

- 標準期間よりもきめ細かいモニタリングの実施（2、3か月ごとに）が必要な対象者像は、以下のとおり（例示）

（計画相談支援）

- a. 生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要であるもの
b. 利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者

厚生労働省計画相談支援に係るQA問30（平成25年2月22日付事務連絡）

モニタリング期間の設定についての考え方如何。

（答）

- モニタリング期間については、障害者等の心身の状況、環境、生活課題、援助方針、サービスの種類・内容・■などを勘査して定める必要がある。
具体的には、指定特定相談支援事業者が、サービス等利用計画案において、個々のサービスの効果・必要性を判断すべき時期を設定した上でモニタリング期間の提案をしたもの踏まえ、市町村が設定する。

- 一般的には、状態が不安定で障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を頻回に行わなければならない場合等はモニタリング期間が短くなることが想定され、逆に、状態が安定している場合等はモニタリング期間が長くなることが想定される。

【担当：自立支援係 TEL322-5230】

10 相談支援の充実等について

(1) 相談支援の充実について

① 計画相談支援及び障害児相談支援に係る平成30年度障害福祉サービス等報酬改定について

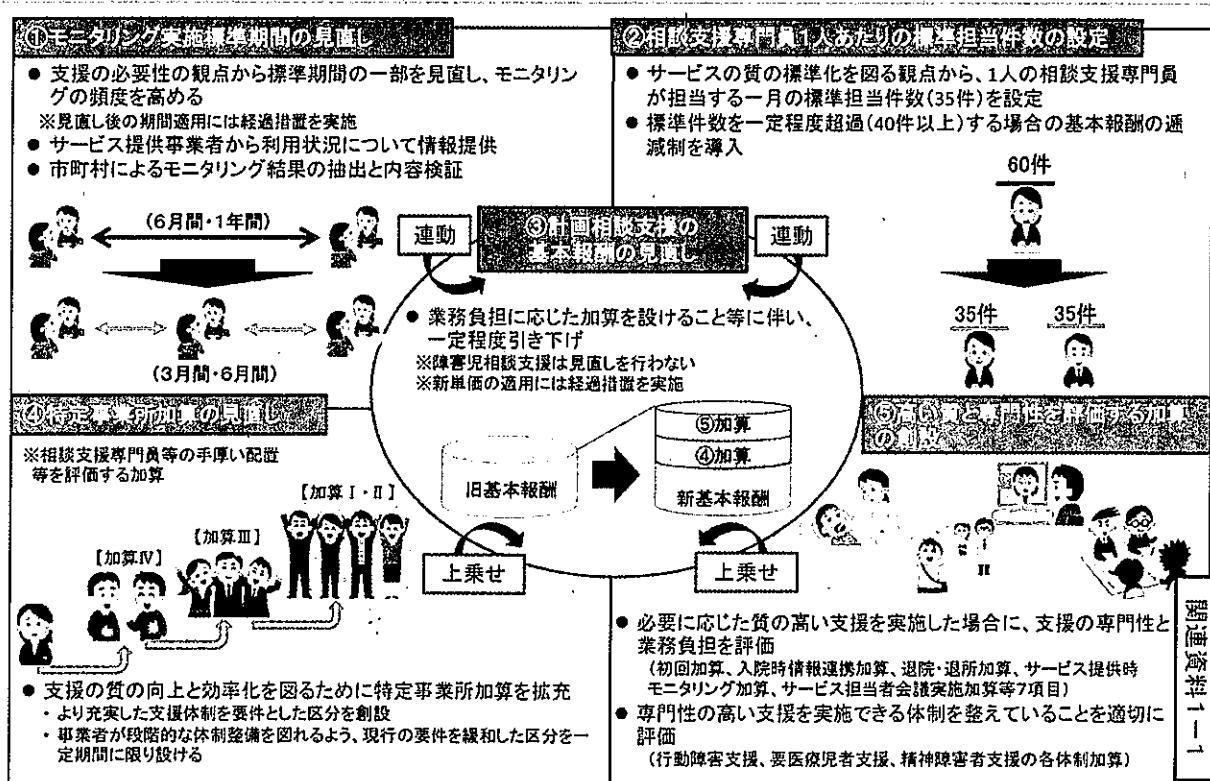
平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定の内容については、障害福祉課資料「1. 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定について」において前述したとおりであるが、そのうち計画相談支援及び障害児相談支援に関しては、計画相談支援等の全体的な質を向上するとともに、質の高い支援等を実施している事業者を適切に評価すること等を目的に、

- ・モニタリング実施標準期間の見直し
 - ・相談支援専門員1人あたりの標準担当件数の設定
 - ・特定事業所加算の見直し
 - ・高い質と専門性を評価する加算の創設
 - ・計画相談支援の基本報酬の見直し

筆の所要の見直しを行うこととしている。

関連法令、告示等については所要の手続きを経た後、順次お示しすることとするが、管内の各市町村や事業所等に見直しの内容について周知いただき、平成30年4月以降の円滑な施行のための準備について遺漏なきよう努められたい。【関連資料1】

計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の適切な評価



① モニタリング実施標準期間の見直し（計画相談支援）			
対象者	旧基準	見直し後	
		30年度～	31年度～
新規サービス利用者	1月間 ※利用開始から3ヶ月のみ	1月間 ※利用開始から3ヶ月のみ	
在障害児通所支援等	集中的支援が必要な者	1月間	1月間
	【新サービス】 就労定着支援、自立生活援助、 日中サービス支援型共同生活援助	一	3ヶ月間
	居宅介護、行動援護、同行援護、 重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、 自立訓練	6ヶ月間	6ヶ月間
	生活介護、就労継続支援、共同生活援助 (日中支援型を除く)、地域移行支援、 地域定着支援、障害児通所支援	6ヶ月間	6ヶ月間 ※65歳以上で介護保険の ケアマネジメントを 受けていない者は3ヶ月間
【施設入所等】障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援		1年間	6ヶ月間

※ 現に計画作成済みの対象者については、各見直し時期以降に計画再作成（又は変更）を行うまでは、なお従前の例による。

関連資料1-2

② 相談支援専門員:1人あたりの標準担当件数の設定（計画相談支援・障害児相談支援）																							
○ 計画相談支援・障害児相談支援の質のサービスの標準化を図るため、1ヶ月平均の利用者の数が35件に対して1人を標準とする ※「1ヶ月平均」とは当該月の前6ヶ月間の利用者の数を6で除して得た数を指す																							
③ 基本報酬の見直し（計画相談支援）																							
○ 業務負担に応じた加算を設けること等に伴い、計画相談支援の基本報酬を引き下げ。 ○ 標準担当件数を一定以上超過する場合（40件以上）の基本報酬の逓減制を導入。 ※ 障害児相談支援は、モニタリング標準期間の見直しを行わないことなどから、基本報酬は据え置き。																							
（計画相談支援） <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td colspan="2">[旧単価]</td> </tr> <tr> <td>イ サービス利用支援費</td> <td>1,611単位</td> </tr> <tr> <td>ロ 継続サービス利用支援費</td> <td>1,310単位</td> </tr> </table>  <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td colspan="2">[見直し後]</td> </tr> <tr> <td>イ サービス利用支援費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) サービス利用支援費（I）</td> <td>1,458単位 (1,611単位)</td> </tr> <tr> <td>(2) サービス利用支援費（II）</td> <td>729単位 (806単位)</td> </tr> <tr> <td>ロ 継続サービス利用支援費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 継続サービス利用支援費（I）</td> <td>1,207単位 (1,310単位)</td> </tr> <tr> <td>(2) 継続サービス利用支援費（II）</td> <td>603単位 (655単位)</td> </tr> </table>			[旧単価]		イ サービス利用支援費	1,611単位	ロ 継続サービス利用支援費	1,310単位	[見直し後]		イ サービス利用支援費		(1) サービス利用支援費（I）	1,458単位 (1,611単位)	(2) サービス利用支援費（II）	729単位 (806単位)	ロ 継続サービス利用支援費		(1) 継続サービス利用支援費（I）	1,207単位 (1,310単位)	(2) 継続サービス利用支援費（II）	603単位 (655単位)	
[旧単価]																							
イ サービス利用支援費	1,611単位																						
ロ 継続サービス利用支援費	1,310単位																						
[見直し後]																							
イ サービス利用支援費																							
(1) サービス利用支援費（I）	1,458単位 (1,611単位)																						
(2) サービス利用支援費（II）	729単位 (806単位)																						
ロ 継続サービス利用支援費																							
(1) 継続サービス利用支援費（I）	1,207単位 (1,310単位)																						
(2) 継続サービス利用支援費（II）	603単位 (655単位)																						
注1) (1)については、利用者数が40未満の部分について算定。(2)については、40以上の部分について算定。 注2) 新単価については、施設入所等及び新サービス以外の利用者については平成31年度から適用。平成30年度中は括弧内の単価を適用。																							
（障害児相談支援）																							
<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td colspan="2">[旧単価]</td> </tr> <tr> <td>イ 障害児支援利用援助費</td> <td>1,611単位</td> </tr> <tr> <td>ロ 継続障害児支援利用援助費</td> <td>1,310単位</td> </tr> </table>  <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td colspan="2">[見直し後]</td> </tr> <tr> <td>イ 障害児支援利用援助費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 障害児支援利用援助費（I）</td> <td>1,620単位</td> </tr> <tr> <td>(2) 障害児支援利用援助費（II）</td> <td>811単位</td> </tr> <tr> <td>ロ 継続障害児支援利用援助費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 継続障害児支援利用援助費（I）</td> <td>1,318単位</td> </tr> <tr> <td>(2) 継続障害児支援利用援助費（II）</td> <td>659単位</td> </tr> </table>				[旧単価]		イ 障害児支援利用援助費	1,611単位	ロ 継続障害児支援利用援助費	1,310単位	[見直し後]		イ 障害児支援利用援助費		(1) 障害児支援利用援助費（I）	1,620単位	(2) 障害児支援利用援助費（II）	811単位	ロ 継続障害児支援利用援助費		(1) 継続障害児支援利用援助費（I）	1,318単位	(2) 継続障害児支援利用援助費（II）	659単位
[旧単価]																							
イ 障害児支援利用援助費	1,611単位																						
ロ 継続障害児支援利用援助費	1,310単位																						
[見直し後]																							
イ 障害児支援利用援助費																							
(1) 障害児支援利用援助費（I）	1,620単位																						
(2) 障害児支援利用援助費（II）	811単位																						
ロ 継続障害児支援利用援助費																							
(1) 継続障害児支援利用援助費（I）	1,318単位																						
(2) 継続障害児支援利用援助費（II）	659単位																						
注) 算定方法は、計画相談支援の注1と同様。																							

関連資料1-3

地域生活支援事業について

1. 地域生活支援事業等の報酬単価の改定について

神戸市における地域生活支援事業のサービスについては、平成30年4月以降のサービス提供分より、下記のとおり報酬単価の改定を予定しています。請求にあたってはご留意ください。

報酬単価の改定（神戸市：四級地）

現行：10.6円 ⇒ 改正後：10.72円

※サービス単位の改定はございません。

2. 移動支援事業について

移動支援事業は、屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより地域における障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の自立生活及び社会参加を促すことを目的として実施している事業です。

神戸市では、「神戸市移動支援事業実施要綱」に基づき移動支援費を支給しており、移動支援サービスの内容は、要綱第3条2項に規定しているとおり、

- (1) 外出時の移動の介護又は介助
- (2) 外出先での排泄、食事等の介護又は介助
- (3) 外出先での代筆、代読等
- (4) 出に伴い必要と認められる身の回りの世話 となっています。

あらためまして、下記について、ご留意いただきますようよろしくお願ひいたします。

① プール内（水の中）における支援について

※問い合わせが多いため、このたび考え方を整理いたしました。

- ・ガイドヘルパーが、利用者と一緒に水の中に入り、危険回避のために介助を行うなどの具体的な支援を行う場合は、移動支援費の対象となります。
- ・また、ヘルパーが水の中に入らない場合でも、プールサイドにて顔をふく、体をふくなどの具体的な支援を行う場合は、移動支援費の対象となります。
- ・このほか、プール施設までの移動の支援、施設内の移動、更衣の介助、トイレ介助等は、移動支援費の対象です。
- ・あらかじめ、個別支援計画に支援の内容を位置づけるとともに、支援を行った内容については、必ずサービス提供記録に記載してください。

※危険回避のための介助の例

- ・他の利用者との接触やトラブル等を防ぐための介助

※算定できないもの

- ・危険回避のための介助が必要でない場合の遊泳介助
- ・ヘルパーが水泳や水中歩行などの指導を行う場合 等

② ヘルパーが運転する車での移動を伴う支援について

- ・ヘルパーが運転している間は、介助等の支援を行うことができないため、その時間については、移動支援費の請求はできません。ただし、2人付けの支給決定を受け、支援を行う場合に、運転をしないヘルパーが同乗し支援を行う場合は、1人分について算定することができます。

【担当：社会参加支援担当 Tel.322-5231】

